

養育費の算定と生活保持義務

－改定標準算定方式・算定表に対する一提言－

櫛 橋 明 香

- 第1 本稿の目的
- 第2 問題の所在
- 第3 生活保持義務の意義及び根拠が養育費の算定方針に与える影響
- 第4 標準算定方式・算定表導入前の議論
- 第5 標準算定方式・算定表導入後の議論
- 第6 三段階の計算式自体の問題点を解決するために考えられる方策
- 第7 提案する三段階の計算式の修正方法
- 第8 今後の検討課題
- 第9 おわりに－女性の就業率の上昇とひとり親世帯の貧困

第1 本稿の目的

民法766条1項に基づく養育費の算定について⁽¹⁾、平成15年、家事事件に携わる裁判官・家庭裁判所調査官を中心に、「簡易迅速な養育費等の算定を目指して－養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案－」⁽²⁾、いわゆる

-
- (1) 監護費用（養育費）請求の根拠条文につき、大村敦志『民法読解親族編』（有斐閣・2015年）97頁参照。なお、民法766条1項が「子の監護に要する費用」の「分担」と規定していることからすると、文理上、同項にいう「子の監護に要する費用」とは、父母双方の負担する子の監護に関する費用の全体を指し、養育費は、そのうち別居の親（義務者）が同居の親（権利者）に支払う分担額を指すと解すべきように思われる。
 - (2) 三代川俊一郎ほか「簡易迅速な養育費等の算定を目指して－養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案－」判タ1111号（2003年）285頁。

(1)

標準算定方式・算定表が提言された。令和元年には、司法研修所「養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究」司法研究報告書第70輯第2号（以下「司法研究報告書」という）において、標準算定方式・算定表の算定方法の基本的な枠組み自体は維持した上、統計資料を更新し、基礎収入割合及び生活費指数を見直したいわゆる改定標準算定方式・算定表が提案された⁽³⁾。

これらの標準算定方式・算定表及び改定標準算定方式・算定表は、実務において活用され、離れて住む親による養育費の負担を常識化したその意義は大きく評価されるべき反面⁽⁴⁾、批判も含めた様々な検討の対象となってもいる⁽⁵⁾。例えば、日本弁護士連合会は、標準算定方式・算定表に対しては「養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表に対する意見書」⁽⁶⁾、「養育費・

-
- (3) 司法研修所編『養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究』（法曹会・令和元年）。なお、同書10頁では、養育費と「子の監護に関する費用」（民法776条1項）を同義としている。
 - (4) 水野紀子「破綻主義的離婚の導入と拡大」ジュリスト1336号（2007年）24頁。
 - (5) 以下に示す日本弁護士連合会によるもののほか、松嶋道夫「子どもの養育費裁判がおかしい―東京・大阪裁判官の簡易算定表について―」久留米大学法学51・52合併号（2005年）122頁、同「養育費裁判の現状と改革への課題」久留米大学法学56・57合併号（2007年）191頁、同「養育費・婚姻費用分担における簡易算定方式と養育補償の課題」久留米大学法学67号（2012年）184頁、同「簡易算定方式の問題点とあるべき養育費・婚姻費用の算定」自由と正義2013年3月号21頁、竹下博将「養育費・婚姻費用についての「修正された簡易算定方式」の提案」自由と正義2013年3月号28頁全国青年司法書士協議会「養育費制度改善に関する意見書」5頁（<https://www.zenseishi.com/opinion/2021-02-22-02.html>）等。特に、松嶋教授は、「実務の算定方式は算出過程において、基礎収入を平均的に按分配分するという方式がとられているだけであってその算出結果が同一水準かの検証はない。算出結果で扶養負担が行われて父と母子の生活水準が同程度でなければ、生活保持義務が履行されたとはいえないでしょう。生活格差があれば、算出過程に問題があるはずである（基礎収入の認定＝控除額か、按分指数、あるいは算定方式）」と指摘する（上記「子どもの養育費裁判がおかしい」117頁）。
 - (6) 日本弁護士連合会「養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表に対する意見書」（2012年）（https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2012/120315_9.html）

(2)

婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」⁽⁷⁾（以下「日弁連提言」という）、改定標準算定方式・算定表に対しては「『養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究』に対する意見書」⁽⁸⁾（以下「新日弁連意見書」という）を公表している。特に日弁連提言及び新日弁連意見書において指摘されている批判は、標準算定方式・算定表又は改定標準算定方式・算定表に基づく養育費が支払われても、子どもの生活水準が義務者の生活水準を下回り、子どもに義務者と同程度の生活水準を確保するという生活保持義務の理念が実現しない場合が生じるということである⁽⁹⁾。もちろん、標準算定方式・算定表は、あくまで一つの目安にすぎないと位置づけで実務に登場したところであったが⁽¹⁰⁾、当事者は強い規範的な効力を有するものと扱っているのが実情である⁽¹¹⁾。

このような問題につき、本稿ではまず、第2で改定標準算定方式・算定表が採用する三段階の計算式自体に問題があることが考えられる旨指摘し、第3で生活保持義務の意義及び根拠が養育費の算定方針に与える影響について検討した上、上記の三段階の計算式自体の問題点に関し参考となり得る従前の議論について、第4で標準算定方式・算定表導入前の議論、第5で導入後の議論をそれぞれ紹介する。それらを踏まえて、第6で三段階の計算式自体

-
- (7) 日本弁護士連合会「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」(2016年)6頁 (https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_161115_3.pdf)
- (8) 日本弁護士連合会「養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究」に対する意見書」(2020年)15頁 (<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2020/201118.html>)
- (9) 前掲注7)6頁、前掲注8)15-16頁。
- (10) 青木晋「養育費・婚姻費用算定表の活用について」ケース研究279号(2004年)154-155頁、棚村政行ほか「パネルディスカッション テーマ「子どもに関する問題(養育費、面会交流など)について」」調停時報184号(2013年)15-16頁〔榎原富士子発言〕。
- (11) 清田乃り子ほか「座談会「養育費・婚姻費用簡易算定方式の問題点と新たな算定方式」」自由と正義2013年3月号13頁〔野崎薫子発言〕。

の問題点を解決するために考えられる方策を検討し、第7で三段階の計算式の修正方法を提案する。最後に、第8で今後の検討課題を提示し、第9で改めて女性の就業率の上昇とひとり親世帯の貧困が続く状況から、養育費の算定方式の修正の必要性を述べて本稿を終えることとしたい。

第2 問題の所在

1 現行の養育費の算定方法

標準算定方式・算定表及び改定標準算定方式・算定表は、いずれも、養育費の算定方法として、子が高収入の親（義務者）と同居していると仮定した場合に子のために費消されていた生活費を権利者と義務者の基礎収入の割合で按分するという、収入按分型といわれる次の三段階の計算式を採用している⁽¹²⁾。この見解は、民法766条1項との関係でいえば、同条の「子の監護に要する費用」を子が義務者と同居していると仮定した場合に子のために費消されていた生活費とした上、権利者と義務者の基礎収入の割合による按分により同条の「分担」を行うものといえる。

① 第1段階—基礎収入の算定

基礎収入

＝総収入×基礎収入（総収入から公租公課、職業費及び特別経費を控除したもの⁽¹³⁾）の割合

② 第2段階—子の生活費の算定

子の生活費

＝義務者の基礎収入×子の生活費指数（親1人世帯の生活費を100とし

(12) 前掲注2) 286頁, 288-289頁, 291頁, 前掲注3) 10-11頁, 14頁。

(13) 具体的には、改定標準算定方式・算定表においては、給与所得者の場合は0.38～0.54、自営業者の場合は0.48～0.61とされている。いずれも高額所得者の方が割合は小さい。前掲注3) 35頁。

(4)

た場合の子に充てられるべき生活費の割合)⁽¹⁴⁾ / (義務者の生活費指数
 + 子の生活費指数)

③ 第3段階－義務者の養育費分担額の算定

義務者の養育費分担額（年額）

＝子の生活費×義務者の基礎収入 / (義務者の基礎収入＋権利者の基礎収入)

上記の三段階の計算式について、司法研究報告書は、養育費等の支払義務を生活保持義務とするとの考え方と合致するものであって、合理的な考え方及び公平な計算方法に基づいて、当事者の生活実態にも沿うものとして、標準算定方式・算定表提案以前から現在まで異論は見られないとする⁽¹⁵⁾。日弁連提言も、上記の三段階の計算式と同様に、義務者の基礎収入について、同程度の生活水準となるよう子どもに振り分け、その子ども分を義務者と権利者の基礎収入の比で按分する義務者分をもって養育費を算定する方式を採用している⁽¹⁶⁾。

2 日弁連提言による問題提起

ただ、日弁連提言は、事例を挙げ、上記1の三段階の計算式に基づいて養育費を算定すると、次のような問題が生じるという⁽¹⁷⁾。

「基礎収入が380万円である義務者と基礎収入が190万円で15歳の子ども

(14) 具体的には、改定標準算定方式・算定表においては、学校教育費考慮後の生活費の割合について、0歳から14歳について62、15歳以上について85とされている。前掲注3) 47頁。

(15) 前掲注3) 15頁。しかし、実際には、後述のとおり、三段階の計算式については議論が存在する。

(16) 前掲注7) 10-11頁。

(17) 前掲注7) 6頁。原文では、具体的な計算が①から⑧まで注で付されているが、ここではその紹介は割愛する。15歳以上の子の生活費指数は、標準算定方式・算定表では90であるが、改定標準算定方式・算定表では85と見直された。引用文中の90は標準算定方式・算定表によるものである。

を養育する権利者の例を考えてみる。義務者の基礎収入 380 万円を義務者の生活費指数 100 と子どもの生活費指数 90 で按分すると、子ども分は 180 万円と算出されるが (①)、現算定方式⁽¹⁸⁾は、これを義務者の基礎収入 380 万円と権利者の基礎収入 190 万円で按分し、義務者の分担額すなわち養育費を 120 万円と算出する (②)。この場合、権利者の分担額は 60 万円と算出される (③)。他方、権利者の基礎収入 190 万円を、権利者の生活費指数 100 と子どもの生活費指数 90 で按分すると、子ども分は 90 万円と算出される (④)。その結果、義務者の基礎収入 380 万円から上記②の養育費 120 万円を控除すると、手元に残る基礎収入は 260 万円となる (⑤)。この義務者の手元に残る基礎収入 260 万円を 100 とすると、上記①の子ども分 180 万円は、90 を大きく下回る 69 にとどまる (⑥)。また、権利者の世帯において、上記②の養育費に加え、上記④の子ども分 90 万円を子どもの生活費に充てた場合の合計 210 万円 (⑦) でも 81 にとどまる (⑧)。

したがって、この算定方法による場合、養育費が支払われても子どもの生活水準が義務者の生活水準を下回り、生活保持義務の理念が徹底されていないことに留意すべきである」。

このように、日弁連提言は、改定標準算定方式・算定表に基づく養育費の算定によっては、子と義務者の生活水準が同程度にならない場合があることを指摘している。

3 改定標準算定方式・算定表による子と義務者の生活水準の不一致

日弁連提言が指摘するような問題点は、いかなる理由から生じるのであろうか。1 つには、次のようなことが考えられる。

改定標準算定方式・算定表は、第 2 段階で次の比例式が成り立つ場合に、

(18) 標準算定方式・算定表を指す。

(6)

義務者と子の生活水準を同一とするものといえる。

義務者の生活費指数：子の生活費指数＝義務者の生活費（第2段階）：子の生活費

義務者の生活費（第2段階）／義務者の生活費指数＝子の生活費／子の生活費指数

しかし、改定標準算定方式・算定表の三段階の計算式によれば、義務者の基礎収入のうち養育費以外の部分はすべて最終的には義務者の生活費に充てることができるから、結果的に、義務者の生活費（第3段階）は、義務者の生活費（第2段階）に、子の生活費のうち権利者の分担額（子の生活費から義務者の分担額を除いた部分）を加えた額となる。

その結果、権利者に収入があり、子の生活費のうち権利者の分担額＞0の場合、

義務者の生活費（第3段階）＝義務者の生活費（第2段階）＋子の生活費のうち権利者の分担額＞義務者の生活費（第2段階）

となるから、第3段階では、

義務者の生活費（第3段階）／義務者の生活費指数＞義務者の生活費（第2段階）／義務者の生活費指数＝子の生活費／子の生活費指数

となり、上記比例式の均衡が崩れて、義務者に有利となり、第3段階の義務者の生活水準は、上記比例式により第2段階の義務者の生活水準と同一とされる子の生活水準を常に上回ることになってしまうという問題点が生じることになる。

なお、これに対し、権利者が無収入の場合には、子の生活費のうち権利者の分担額＝0であるから、義務者の生活費（第3段階）＝義務者の生活費（第2段階）となり、上記問題点は生じない。

4 計算例

上記3の説明の一例として、義務者（生活費指数100）と権利者の基礎収入が各185万円、権利者が15歳の子1人（生活費指数85）を養育している事例について検討する。改定標準算定方式・算定表の三段階の計算式に基づく計算は、次のとおりとなる。

（計算式）

① 第1段階

義務者の基礎収入＝権利者の基礎収入＝185万円

総収入に基礎収入の割合を乗じた金額を185万円とする。

② 第2段階

子の生活費

＝185万円(義務者の基礎収入)×85(子の生活費指数)／(100(義務者の生活費指数)＋85(子の生活費指数))＝85万円

③ 第3段階

養育費(年額)

＝85万円(子の生活費)×185万円(義務者の基礎収入)／(185万円(義務者の基礎収入)＋185万円(権利者の基礎収入))＝42.5万円

義務者の生活費(第3段階)

＝185万円(義務者の基礎収入)－42.5万円(養育費)＝142.5万円

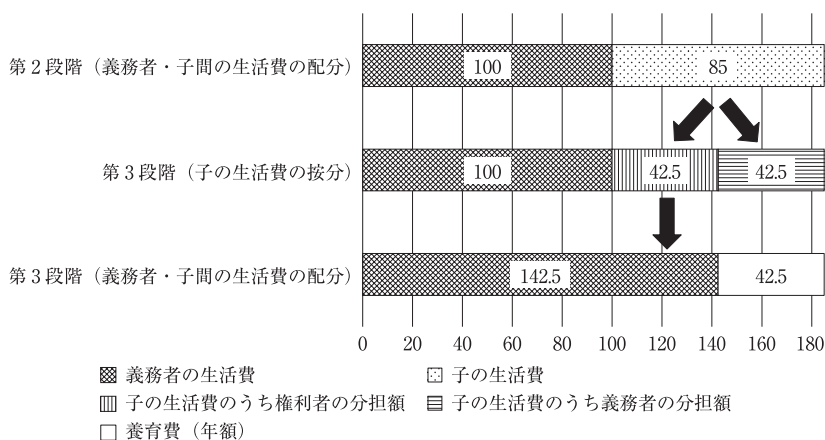
以上によれば、第3段階において、義務者の基礎収入185万円の配分は、義務者の生活費（第3段階）に142.5万円、養育費に42.5万円となる。

その結果、義務者の生活費（第3段階）142.5万円は、義務者の生活費（第2段階）100万円（185万円(義務者の基礎収入)－85万円(子の生活費)）を42.5万円超えるものとなり、第3段階の義務者の生活水準は、第2段階の義務者の生活水準と同一とされた子の生活水準を上回る。なお、上記の場合、義務者の生活費（第3段階）142.5万円を100（義務者の生活費指数）とした場合に85

(8)

(子の生活費指数)となる子の生活費 X は、 $100 : 85 = 142.5 : X$ であるから、 $X = 142.5 \times 85 \div 100 = 121$ 万円(小数点以下四捨五入)となる。そうすると、義務者と同一の生活水準を維持するために必要な子の生活費 121 万円のうち 42.5 万円を義務者が負担し、その余の 78.5 万円を権利者が負担することになる。権利者と義務者の基礎収入は同額であるが、子の生活費の負担は権利者が義務者よりも重くなる。

これを図示すると、次のとおりとなる。



5 子の人数が増えることによる義務者と子の生活水準の格差の増大

上記4では、子1人の場合を例として、義務者の生活費(第3段階)が、義務者の生活費(第2段階)に、子の生活費のうち権利者の分担額を加えた額となることにより、義務者の生活水準が子の生活水準を上回るという格差が生じることを示したところであるが、加えて、子の人数が増えれば増えるほど、按分の対象となる子らの生活費の合計額が増え、それに比例して義務者の生活費(第3段階)に加えられる子らの生活費のうち権利者の分担額も増大するため、上記格差はより一層増大することになることも指摘したい。

例えば、改定標準算定方式・算定表に基づき、義務者(生活費指数100)と

権利者の基礎収入が各 185 万円、権利者が 15 歳以上の子 2 人（生活費指数各 85）及び 0 歳から 14 歳までの子 3 人（生活費指数各 62）を養育している事例について、三段階の計算式に基づく計算は、次のとおりとなる。

（計算式）

① 第 1 段階

義務者の基礎収入＝権利者の基礎収入＝185 万円

総収入に基礎収入の割合を乗じた金額を 185 万円とする。

② 第 2 段階

子 5 人の生活費の合計

$$\begin{aligned} &= 185 \text{ 万円 (義務者の基礎収入)} \times (85 \text{ (15 歳以上の子 1 人の生活費指数)} \times 2 \\ &\quad (15 \text{ 歳以上の子の人数}) + 62 \text{ (0 歳から 14 歳までの子 1 人の生活費指数)} \times 3 \\ &\quad (0 \text{ 歳から 14 歳までの子の人数})) \div (100 \text{ (義務者の生活費指数)} + 356 \text{ (子 5} \\ &\quad \text{人の生活費指数の合計)}) = 144 \text{ 万円 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

③ 第 3 段階

子 5 人の養育費の合計(年額)

$$= 144 \text{ 万円 (子 5 人の生活費の合計)} \times 185 \text{ 万円 (義務者の基礎収入)} \div (185 \text{ 万円 (義務者の基礎収入)} + 185 \text{ 万円 (権利者の基礎収入)}) = 72 \text{ 万円}$$

子 1 人当たりの養育費(平均)＝72 万円(子 5 人の養育費の合計)÷5(子の人数)＝14.4 万円

義務者の生活費(第 3 段階)

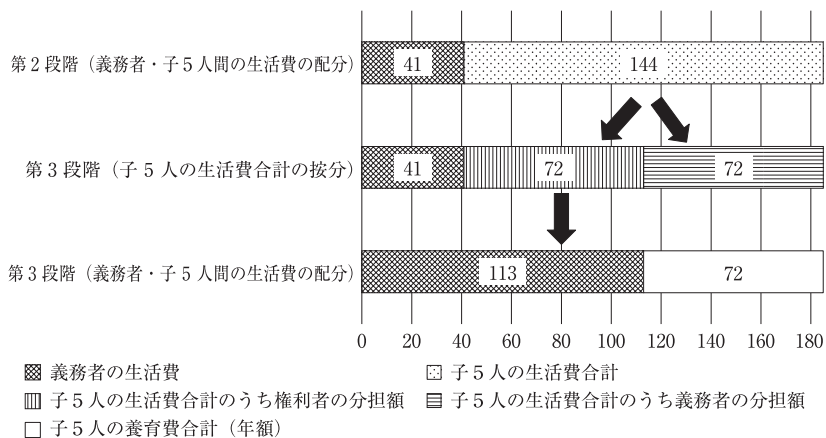
$$= 185 \text{ 万円 (義務者の基礎収入)} - 72 \text{ 万円 (子 5 人の養育費の合計)} = 113 \text{ 万円}$$

以上によれば、第 3 段階において、義務者の基礎収入 185 万円の配分は、義務者の生活費(第 3 段階)に 113 万円、子 5 人の養育費に合計 72 万円(子 1 人当たり平均 14.4 万円)となる。

その結果、義務者の生活費(第 3 段階) 113 万円は、義務者の生活費(第 2

段階) 41 万円 (185 万円 (義務者の基礎収入) - 144 万円 (子 5 人の生活費の合計)) を 72 万円を超えるものとなり, 第 3 段階の義務者の生活水準が第 2 段階の義務者の生活水準と同一とされる子の生活水準を上回るという格差が生じる。なお, 上記の場合, 義務者の生活費 113 万円を 100 (義務者の生活費指数) とした場合に 356 (子 5 人の生活費指数の合計) となる子 5 人の生活費の合計 X は, $100 : 356 = 113 : X$ であるから, $X = 113 \times 356 \div 100 = 402$ 万円 (小数点以下四捨五入) となる。そうすると, 義務者と同一の生活水準を維持するために必要な子 5 人の生活費の合計 402 万円のうち 72 万円を義務者が負担し, その余の 330 万円を権利者が負担することになる。権利者と義務者の基礎収入は同額であるが, 子の生活費の負担は権利者が義務者よりも著しく重くなる。

これを図示すると, 次のとおりとなる。



6 権利者の収入が増えることによる義務者と子の生活水準の格差の増大

さらに, 権利者の収入が増えれば増えるほど, 子の生活費のうち権利者の分担額が増えるため, 上記 3 の義務者と子の生活水準の格差はより一層拡大することになる。

ただし、改定標準算定方式・算定表では、権利者の収入が義務者の収入より多い場合は、権利者の収入額が義務者の収入額と同一の場合に義務者が支払うべき費用を養育費の限度額としている⁽¹⁹⁾。そのため、子の生活費のうち権利者の分担額が占める割合は、最大でも50%にとどまる。

7 小括

以上のとおり、改定標準算定方式・算定表の採用する三段階の計算式によると、義務者の生活費（第3段階）は、義務者の生活費（第2段階）に、子の生活費のうち権利者の分担額を加えた額となるため、義務者の生活水準が子の生活水準を上回るという格差が生じ、その格差は子の人数が増えれば増えるほど、また、権利者の収入が増えれば増えるほど増大するという問題点がある。そしてその原因は、権利者の負担額の考慮方法にあるといえる。

第3 生活保持義務の意義及び根拠が養育費の算定方針に与える影響

1 養育費によって実現されるべき生活保持義務

標準算定方式・算定表は、子が義務者と同居していると仮定する算定の基本的枠組みは、生活保持義務に由来するとしている⁽²⁰⁾。また、改定標準算定方式・算定表を提唱した司法研究報告書は、「親が未成熟子に対して自己の生活水準と同程度を原則とする生活保持義務を負うことは、親権の有無にかかわらず異ならない」とする⁽²¹⁾。そこで、そもそも生活保持義務とはいかなる意義と根拠を有するものであるのかを検討しておきたい。

(19) 前掲注3) 14頁。

(20) 前掲注2) 286頁。

(21) 前掲注3) 10頁。

(12)

2 生活保持義務に関する議論の展開

中川善之助教授が生活保持義務と生活扶助義務の区別を提唱して以来⁽²²⁾、これらの概念は学説・実務に定着し、その意義や内容について大いに議論が重ねられてきた。ここでは、筆者の能力と時間の限界から、義務者が子と同居していない場合の生活保持義務の根拠と内容に主に注目しつつ、学説の展開を中心に議論の発展を概観したい。

(1) 中川善之助教授の見解（1928年から1965年ころ）

中川教授は、扶養の権利者の第一順位を直系尊属、第二順位を直系卑属、第三順位を配偶者とする戦前の親族法（昭和22年改正前民法957条1項）の下で、未成熟子と親の間及び夫婦の間では、親は未成熟子に対し、夫婦は相互に、生活保持義務を負うと主張した⁽²³⁾。中川教授の有名な表現によれば、「『生活扶助の義務』は、自己の地位と生活とを犠牲にすることなき程度に他を『助け助くる』ものであり、之に反し『生活保持の義務』は、最後の一片の肉、一粒の米までも分け食らふべき義務であり（中略）之を自からの生活として保持するものである」⁽²⁴⁾。

ただし、親が別居した未成熟子に対してもそのような義務を負うと考えられていたのかは明確ではないところもある。例えば、中川教授はその著書『新訂親族法』（1965年）において「夫婦・親子の生活保持義務は、その基盤として一体的の生活共同があることに由来する。従って別居する夫婦・親子の間には生活保持の義務はなく、あるとしても扶助の義務があるにとどまるのを常とする。しかし別居の夫婦・親子といっても、一方が他方の生活費を

(22) 中川善之助「親族的扶養義務の本質（一）—改正案の一批評—」法学新報38巻6号（昭和3年）1頁、同「親族的扶養義務の本質（二・完）—改正案の一批評—」法学新報38巻7号（昭和3年）49頁。

(23) 中川善之助『新訂親族法』（青林書院新社・1965年）598頁、600頁。

(24) 前掲注22）「親族的扶養義務の本質（一）—改正案の一批評—」15頁。

負担する諒解の下に別居した場合、または生活費負担者の過失に基づいて同居不能となった結果別居した場合等には、一方の他方に対する生活保持義務は消滅しない」とされる⁽²⁵⁾。ここでは別居の親子について、未成熟子を留保する記述は見当たらない。このように、最終的には、中川教授は、別居の親は未成熟子に対し生活扶助の義務を負うに留まるとの見解を採っている⁽²⁶⁾。

(2) 西原道雄教授の見解 (1956年)

西原教授は、「未成熟の子に対する親の扶養義務が他の親族間の扶養義務と異なるものであることは、今日では一般に承認されている」ことを前提に、その根拠を親権に関する820条に求める説の当否を問う方法で、未成熟子の扶養義務を検討する。西原教授によれば、非嫡出子の父母と同様に離婚した父母の一方は親権を行使できないが、分属させうる扶養義務までその影響を受ける必要はないので、離婚した父母は親権の有無にかかわらず、同順位の扶養義務者となり、資力に応じて同程度の扶養義務を負う⁽²⁷⁾。そして、未成熟の子に対する親の扶養義務が、子の財産の収益権の相関概念でも親権

(25) 前掲注23) 599頁、同「扶養義務の二つの原型について」学習院大学法学部研究年報1号(1964年)10頁292頁。

(26) 中川教授の見解の変遷について、沼正也「公的扶助と私的扶養の限界」中川善之助教授還暦記念家族法体系刊行委員会編『家族法体系V(親権・後見・扶養)』(有斐閣・昭和35年)133-135頁。沼教授は、前掲注23)『新訂親族法』について、「中川教授の家族法学の完成版」と評している。

中川教授の見解の要旨、意義及びこれに対する批判について、鈴木禄弥「『生活保持義務』と『生活扶助義務』とのあいだには、いかなる差異があるか」幾代通・鈴木禄弥・広中俊雄著『民法の基礎知識(1)』(昭和39年・有斐閣)181頁、山脇貞司「生活保持義務と生活扶助義務の関係」加藤一郎・米倉明編『民法の争点』(有斐閣・1978年)374頁、佐藤隆夫「生活保持と生活扶助」中川善之助先生追悼現代家族法体系編集委員会編『現代家族法体系3 親子・親権・後見・扶養』(有斐閣・昭和54年)409-414頁を参照した。

(27) 西原道雄「親権と親の扶養義務」家裁月報8巻11号(1956年)20-21頁。

の構成要素でもないとするれば、その根拠は結局親子関係に求められるとする⁽²⁸⁾。

(3) 山脇貞司教授の見解 (1975年)

山脇教授は、離婚後の未成熟子の扶養及び別居の非嫡出子の扶養について、「最低生活費保障を基本として、個別具体的にそれ相応の生活を保障すればよいと思われる」とする。その理由として、山脇教授は、離婚後の別居の未成熟子の扶養の場合、別居の親は親権又は監護権が自らに帰属しない限り未成熟子と生活を共にしえないし、非嫡出子の場合、別居の親に婚姻による家族がある限り、非嫡出子とは生活を共にしえないから、「規範的(必然的)生活協同性は一層潜在化」するからであると述べている⁽²⁹⁾。

(4) 松嶋道夫教授の見解 (1979年)

松嶋教授は、未成熟子の扶養義務の根拠に関する議論を検討し、同義務の根拠は親権ではなく親子関係にあるとする。父母の未成熟子に対する扶養義務は親権の有無に関係なく負担されるものであり、親権者であるか否かは扶養内容を決定するに当たって斟酌されるにすぎないからである⁽³⁰⁾。松嶋教授は、同義務の程度については生活保持義務を支持する見解を前提に、「父が再婚して新たな妻子と共同生活体を構成したとしても、父が程度の高い生活を営んでいるかぎり、父は前婚の子に対し同一水準の生活程度の扶養義務

(28) 前掲注27) 25頁。なお、未成熟の非嫡出子に対する親の養育義務について、その性質は生活保持義務であり、その根拠は親子関係それ自体から生じるとする見解として、石川恒夫「養育費支払義務をめぐる諸問題」北大法学論集12巻1号(1961年)101-102頁がある。

(29) 山脇貞司「扶養義務の性質」静岡大学法経研究23巻2・3・4号(1975年)143-144頁。

(30) 松嶋道夫「親権者と親子間の扶養」谷口知平ほか編『現代家族法大系3 親子・親権・後見・扶養』(有斐閣・昭和54年)429-431頁。

を免れない」として、子と親が別居していても別居の親が負うのは生活保持義務であるとする⁽³¹⁾。

さらに、松嶋教授は「養育費の程度」にも踏み込んだ検討を行う。すなわち、生活保持義務と生活扶助義務の二元的構成を前提として法解釈技術論の点から諸説が存在するが、いずれの見解も「未成熟子の扶養が私的扶養において重く見られ、その扶養の程度は父母と同一程度的生活水準を原則とする」ことを前提に、審判例において按分分配型、客観基準型、自由裁量型の3つが大別され、さらにこれらが細分化されることを指摘し、未成熟子の扶養料の算定方法の例として、父母の別居中に未成熟子と生活する母から父に対して生活費を請求する場合と父母が離婚している場合について、按分配型に従った具体的な計算手順を示すのである。ここでは、按分配型が審判例等で採られている代表的な方法と評価されている⁽³²⁾。

(5) 深谷松男教授の見解（1985年）

深谷教授は、「生活保持義務・生活扶助義務二分論」は、多くの論議を経る中で建設的修正を加えられてきているとして、結局この2つの義務を次のように整理された。すなわち、「生活扶助の義務は私的親族扶養義務の原型であって、扶養権利者の生活が文化的な最低限度の水準以下におちいった場合（扶養必要状態）に、扶養義務者に経済的余力がある（中略）ときに、その余力の限度内で、扶養権利者の生活を文化的最低限度の生活水準に達するまで、経済的に援助する義務である。これに対し生活保持の義務は私的扶養義務の一種ではあるが、夫婦・親子であることに基いて変容を生じたもので、権利者と義務者の生活水準に落差が生じているときに、義務者が文化的最低限度の生活水準を維持できてかつ経済的に余力ある限りで、権利者の生活水

(31) 前掲注30) 432頁, 438頁。

(32) 前掲注30) 434-438頁。

準を義務者のそれと同じになるまで扶養する義務である」⁽³³⁾。

深谷教授は、夫婦間の扶養については夫婦の愛情の破綻によって扶養義務の基礎となる規範的生活共同が崩壊するため、夫婦間の生活保持義務は弱まって生活扶助義務に接近するものと述べた上、「これに比して、未成熟子扶養義務はこのような意味での生活扶助義務に移務することはない。その生活保持義務性の根拠が法的親子関係それ自体に求めるのが通説であり、そうとすれば、法的親子関係が続く限り生活保持義務性は不変だからである」とする⁽³⁴⁾。未成熟子扶養の基礎となる関係は法的親子関係そのものであり、当事者双方の意思により形成される関係ではないから、不変的・固定的に捉えるべきだからである⁽³⁵⁾。

さらに、深谷教授は、未成熟子扶養における扶養の程度の解釈学的問題として、親と同程度の生活ということはどう理解するかという問題があるとして、生活水準の高い親と同程度とする見解、同居している親の生活程度を第一の基準とし、別居の親にも相当の負担を命じるべき見解、父母が離婚しなかったならば子が保持したであろう程度の生活とする見解を挙げる。深谷教授は、三番目の説を支持され、その理由として、成長発達の権利を有する者としての子の生存権という考えに立って生活保持義務を理解すべきであるという自説に沿うこと、加えて父母ともに有職ないし有収入者であることが多いことから他の説に比して子の権利保障に優れていること、アメリカ合衆国のモデルコードで「婚姻が解消されなかったとすれば子が享受したであろう生活水準」を扶養料額の決定の考慮要素としていることを挙げる⁽³⁶⁾。

(33) 深谷松男「未成熟子扶養法の基礎的考察」金沢法学 27 卷 1・2 号（1985 年）205-206 頁。同論文では、義務の種類ごとに義務者の扶養可能状態、権利者の扶養必要状態、扶養の程度が整理されている。

(34) 前掲注 33) 211 頁。

(35) 前掲注 33) 213 頁。

(36) 前掲注 33) 222-223 頁。

3 審判例・決定例

この点については多くの審判例・決定例が存在するところであるが、リーディングケースとされる2件についてのみ参照することとしたい。

(1) 広島家呉支審昭和34年7月28日家裁月報11巻10号101頁

本件は、申立人らである2人の子が、申立人らの法定代理人である父が病弱で収入も少ない等の事情から、離婚し教職について働く母である相手方に対し、申立人らを相当の方法で扶養する審判を求めた事案である。

上記審判は、相手方に、申立人らに対して、申立人らが中学校を卒業する月まで毎月末日限り1人につき1500円の支払を命じた。

上記審判の理由は、親権者ではない親の子に対する扶養義務の性質について、次のように述べている。

「親権者である親と、親権者でない親との間に扶養義務の性質に差があるか否かは多少の疑問がある。生活保持義務の法文上の根拠を民法第八二〇条に求めるものは、子の監護教育義務、すなわち扶養の義務を親権の一内容とする結果、生活保持義務を負う親は親権を行う親のみであつて、親権を行わない親は生活扶助義務を負うに止まると解する。しかし当裁判所は民法第八二〇条にいわゆる監護教育は、子の身上の監護教育を指すのであつて、監護教育に要する費用すなわち財産上の負担は、同条によるのではなくて民法第八七七条以下の扶養義務者の地位において定まるものと解し、未成熟の子に対する親の生活保持義務は、親子という特殊のつながりから生ずる必然的帰結であると考える」。

(2) 福岡高決昭和52年12月20日家裁月報30巻9号75頁

本件は、相手方（原審の申立人）が原告人（原審の相手方）に対し、子2人の養育費を請求した事案である。

上記決定は抗告を棄却し、抗告人の主張のうちの1つを次のように述べて採用しなかった。

「親権者の監護教育の権利義務とそれに必要な費用（養育料）の負担とは別個の問題であり、未成熟の子に対する親の生活保持義務は親子関係そのものから生じるものであるから、離婚後においても両親は親権の有無にかかわらず、それぞれの資力に応じて子の養育料を負担すべき義務を負うものといわなければならない。抗告人は離婚後における子の扶養義務については、第一義的には親権者となった親（本件では相手方）が負担すべきであると主張するが、右抗告人の見解は採用できない」。

4 検討

生活保持義務概念の提唱者である中川教授の見解においては、必ずしも別居の親の子に対する扶養義務の程度は生活保持義務とは考えられていなかった。中川教授や山脇教授のように生活保持義務の前提として生活の共同を重視する見解は、別居の親の子に対する扶養義務の程度は生活保持義務には至らないとの結論に傾きやすいといえる。しかしながら、他方で、西原教授、深谷教授や松嶋教授、上記広島家裁呉支部の審判のように、未成熟子の扶養の程度を生活保持義務とし、その根拠を基本的に動かしがたい事実である親子関係の存在に求めるものがある。第2次世界大戦後に家制度が廃止され、妻子より親をまず養うべき家の倫理がなくなってからは、妻子の扶養義務の強調を生活の共同により説明する必要もなくなった⁽³⁷⁾。そのため、現在では、別居の親の子に対する扶養義務については、親権や同居の有無ではなく、親子関係の存在そのものを根拠とし、未成熟子の扶養の程度は別居の親が子に自己と同程度の生活を維持すべきであるという意味での生活保持義務

(37) 於保不二雄『法学理論編 81 法律学大系第二部 親子（近代家族法の基礎理論）』（日本評論社・昭和25年）78頁、沼・前掲注26）134-135頁参照。

であることが通説となっているといえる⁽³⁸⁾。

扶養義務の程度について妻子を最優先とするという課題が達成されると、次いで、夫婦の間の問題、すなわち夫婦の別居や離婚の場合に子に自己と同程度の生活をどのように実現するのかという課題に実務・学説の関心が移っていった状況が松嶋教授や深谷教授の論文からみてとれる⁽³⁹⁾・⁽⁴⁰⁾。別居の親も同居の親も子と親子関係を有する立場であることは共通しているから、両者とも扶養義務を負うのが公平であろう。そうすると、別居の親と子が同居していない場合に、別居の親と同居の親のいずれの生活水準を基準とすべきなのか。別居の親と同居の親の収入が異なる場合は多く稼ぐ者が生活費を多く負担するのが公平であろうから、「それぞれの資力に応じて」（上記福岡高裁決定）負担することになろう。その公平を実現するには、どのような算定方式がふさわしいのか。このようにして、実務・学説の関心は、別居の親と同居の親の資力に応じた公平な負担の下、別居の親の子に対する金銭面で

(38) 前掲注 25) 「扶養義務の二つの原型について」 271 頁, 前掲注 34) 203 頁, 我妻栄『法律学全集 23 親族法』(昭和 36 年・有斐閣) 401 頁, 前掲注 29) 144 頁, 『民法コンメンタル (22) 親族 3 (親権・後見・扶養) § 818~881』(ぎょうせい・昭和 63 年) 2808 頁, 泉久雄『親族法《有斐閣法学叢書》』(1997 年・有斐閣) 300 頁, 床谷文雄「前注 § 887-881」於保不二雄・中川淳編『新版注釈民法 (25) 親族 (5)』(有斐閣・平成 16 年) 738 頁, 有地亨『新版家族法概論〔補訂版〕』(法律文化社・2005 年) 247 頁 (ただし, 有地教授は未成年子に対する生活保持義務の根拠を「子は収入の多い親といつでも同居し, その親の扶養を受けることができるはずであるから」と説明する), 中山直子『判例先例親族法一扶養一』(日本加除出版・平成 24 年) 11-14 頁。

(39) この点, 西原教授も, 「扶養義務が法律上の問題として法廷で争われるときには, 当事者は共同生活をしていないのが普通であることを忘れてはならない」とする。西原道雄「問題〔11〕扶養」谷口知平・加藤一郎編『民法演習 V (親族・相続)』(昭和 34 年・有斐閣) 137 頁。

(40) 鈴木教授も, 旧親族法 (昭和 22 年改正前の親族法) 下で, 中川教授が生活保持義務と生活扶助義務を区別する見解を提唱したことは高く評価されるべきであるとしつつ, 父母が婚姻中でなく別々に暮らしており, その一方が子と同居している場合について, 父母のいずれの収入を基準に扶養料を決定すべきかという問題を提起する。鈴木・前掲注 26) 182 頁, 185-186 頁。

量られる同程度の生活水準の実現方法に移行している⁽⁴¹⁾。子の養育費の算定に当たって留意すべきことがらは、生活保持義務に由来する別居の親と子の生活水準の公平に加え、別居の親と同居の親の資力に応じた負担の公平であるといえる。

第4 標準算定方式・算定表導入前の議論

以上のとおり、本稿の問題意識は、民法766条1項に基づく養育費の請求について、その算定に当たり、義務者の生活費（第3段階）を、義務者の生活費（第2段階）に子の生活費のうち権利者の分担額を加えた額とすることが、義務者と子の生活水準の公平及び権利者と義務者の資力に応じた公平の実現を妨げるものではないかという点にある。そこで、この点に関係があると思われる改定標準算定方式・算定表の方法以外の見解を以下で検討する。

標準算定方式・算定表が発表される以前の子の扶養料・養育費の議論に関しては、東京や福岡などの大規模家庭裁判所の家庭裁判所調査官の研究会が審判例を分析し、理論面も検討するなどして独自の算定方式を提案し、最高裁事務総局が刊行する家庭裁判月報や家庭裁判所調査官研修所が刊行する調研紀要にその研究成果を掲載していた⁽⁴²⁾。また、子の扶養料・養育費について個人名で発表される論説として、判例タイムズ誌等に発表された裁判官等の実務家による論説⁽⁴³⁾、家庭裁判月報等に掲載された家庭裁判所調査官

(41) 1968年には、一般向けの書籍において、養育費の決め方として、生活保護基準方式、標準家計費方式及び労研生活費方式が紹介されている（島津一郎・沼辺愛一編『夫婦親子の法律相談 法律相談シリーズ5』（有斐閣・1968年）276頁〔湯沢雍彦執筆部分〕）。

(42) 東京家裁のものとして、三井博志ほか「家事事件における経済調査について（三）—生活費算出のための調査方法に関する研究—」家裁月報37巻4号（1985年）102頁、平山貢ほか「養育費分担額査定の研究（その1）」家裁月報40巻4号（1988年）195頁、福岡家裁のものとして河合熙ほか「養育料・婚姻費用算定に関する実証的研究」家裁月報40巻6号（1988年）151頁。

(43) 太田豊「婚姻費用、扶養料（上）扶養関係事件における生活費の合理的算定に

による研究⁽⁴⁴⁾、家事調停委員を主たる読者とするケース研究にも専門家調停委員によるものと思われる論説⁽⁴⁵⁾が存在する。

以上のような状況から、標準算定方式・算定表とは異なる裁判実務の運用を探るために、上記雑誌等に掲載された論文を主たる検討対象とする。また、これらの研究や論説では、その当時に注目すべきものとされた審判例の分析が行われているので、本稿においてもこのような審判例に着目したい。

1 未成熟子の扶養料⁽⁴⁶⁾・養育費の算定において同居の親の分担額を別居の親の収入に加える見解

(1) 高島良一弁護士・佐久間重吉弁護士の見解⁽⁴⁷⁾

高島弁護士と佐久間弁護士は、両親の離婚後に子が母及び母方祖母と同居して生活し、別居する父の収入が母の収入よりも多い場合の子の扶養料の算定方法として、次のような計算例を示している⁽⁴⁸⁾。

① 父の家族（父、再婚相手、父と再婚相手との子2人）の最低生活費を消費

ついて」判例タイムズ 250 号（1970 年）180 頁，同「扶養関係事件における生活費の合理的算定について（下）」判例タイムズ 251 号（1970 年）45 頁等。

(44) 注 42) で取り上げたもののほか、野口享二ほか「扶養料の算定について」調研紀要 27 号（1975 年）75 頁等。

(45) 和田照子「私的扶養における養育費算定に関する一考察」ケース研究 165 号（1978 年）72 頁，湯沢雍彦・下夷美幸「養育費算定方法の再検討と新方式の提唱」ケース研究 217 号（1988 年）20 頁，加藤誠「家事調停と養育費の算定」ケース研究 258 号（1999 年）20 頁等。

(46) 扶養料請求の場合，根拠条文は民法 877 条 1 項，879 条であり，権利者は子であり，義務者は別居の親となる。なお，1947 年改正により 766 条 1 項に「監護について必要な事項」が定められたことにより，同項に基づく養育費の請求も可能になったと解されている。前掲注 1) 参照。

(47) 高島良一・佐久間重吉「未成熟子に対する親の扶養義務」判例タイムズ 138 号（昭和 38 年）39-41 頁。なお，高島良一「未成熟子に対する親の扶養義務」家裁月報 15 巻 5 号（昭和 38 年）10-15 頁も同旨である。また，前掲注 41)〔湯沢雍彦執筆部分〕も，労研方式として同様の計算方法を紹介している。

(48) 前掲注 47) 12-14 頁。

単位により計算し、父の収入がこれを上回るにより父が子の養育費を負担することが可能であるとする。

- ② 子の母方における生活程度として、子が母及び母方祖母との共同生活において費消すると認められる生活費を消費単位の比で計算する。
- ③ 子の父方における生活程度として、子が父方に引き取られ、その家族と共同生活をしていると仮定した場合に、子の生活費として費消されると認められる金額を消費単位の比で計算し、これが②の子の母方における生活程度を上回ることから、父には子の養育費の負担義務があるとする。
- ④ 母と母方祖母の最低生活費を消費単位により計算し、母の収入から母と母方祖母の最低生活費を引いた金額を母が子のために負担すべき養育費とする。
- ⑤ 母が④の子の養育費を分担することによって、父はそれだけ支出を免れ、生活程度が上がるとして、次の計算式により、子の扶養料を計算する。

(父の収入 + ④の母の分担額) × 子の消費単位 / (①の父の家族全員の消費単位 + 子の消費単位) - ④の母の分担額

(2) 長崎家審昭和41年1月14日家裁月報18巻9号64頁

本件は、父と母が、2人の子をもうけた後、子らの親権者を母と定めて調停離婚し、母が子らを監護養育することとされ、その際、父は、母に対し、扶養料を支払うこととされたが、その後、父は再婚し、再婚相手にも収入があることから、子らが、父に対し、扶養料の増額を申し立てた事案である。

上記審判は同申立てを却下した。

まず、上記審判は、その理由において、離婚により未成熟の子と共同生活をしなくなった父が再婚して新たに他に生活共同体を構成し、その配偶者と

同居している場合においては、たとえ、未成熟の子が最低生活を保障されている場合であっても、父がより程度の高い生活を営んでいるならば、子は父に対し、父に養育されているとすれば享受し得るであろうと認められる程度の生活を営むのに必要な費用（現に養育している母親から支出されているものを控除したもの）を請求し得るものと解すべきであると述べる。その上で、本件では、先に、子らが母との共同生活において費消または現に費消していると認められる生活費を計算し、その後、母が子らの養育費を分担することによって父はそれだけ支出を免れ、生活程度が上がることを理由として、父の収入、父の再婚相手の収入に母が分担する子らの養育費を加えて、父の分担すべき額を計算した。その結果、父の分担すべき額は、調停で定められた扶養料の額を下回った。そこで、父は調停金額以上の扶養料を支払う義務はないものと認めるのが相当であるとされた。

(3) 河合政長家裁調査官の見解⁽⁴⁹⁾

河合調査官は、母と同居し、父と別居する子の養育費について、消費単位を使う養育費計算法と実費法による養育費計算があることを紹介し、前者について、6つの方針を挙げ、計算方法を提示し、後者についても同様とする⁽⁵⁰⁾。

特徴的な方針は、以下の3つである。

① 生活保持の原則

母は母の収入から消費単位の割合により、子の生活費を支出する。これが母の負担額である。

子が父に引き取られたと仮定したとき、父が子に与える生活費は、父の収入に母の負担額を加えて、消費単位の割合により、子の生活費を計

(49) 河合政長「妻と子の生活費の計算」家裁月報 25 卷 5 号（1973 年）109 頁。

(50) 前掲注 49) 121-122 頁。

算した金額である。

② 高水準保障の原則

子には、父母の二つの世帯のうちの高い方の生活程度が与えられる。

子が父に引き取られたと仮定したときの子の生活費が、母の負担額より多いときには、両者の差額を養育費として、父が負担しなければならない。

③ 子が父に引き取られたと仮定したときの子の生活費が、母の負担額より少ないときには、父は養育費の負担を免れる。

以上から、河合調査官の考える計算方法は、次のとおりまとめることができる。

父の負担額 X

$$= (\text{父の収入} + \text{母の負担額}) \times \text{子の消費単位} \div \text{父と子の消費単位} - \text{母の負担額}$$

さらに、ここでは、①により、

$$\text{母の負担額} = \text{母の収入} \times \text{子の消費単位} \div \text{母と子の消費単位}$$

となる。

2 同居の親の分担額を別居の親の収入に加える見解に対する指摘

(1) 九州家族研究会の見解⁽⁵¹⁾

同研究会は、未成年者扶養事件について、分担額の決定方法を、収入按分配分型、客観基準額型、実額基準法に分類している⁽⁵²⁾。

このうち収入按分配分型について、同研究会は、父母双方に収入がある場合には、未成年者の必要生活費の算出段階によって二つの方法に分かれると

(51) 九州家族研究会「婚姻費用分担・扶養料判例の分析と算定方式の研究（下）」
家裁月報 26 卷 10 号（1974 年）1 頁。

(52) 前掲注 51) 22-27 頁。

する。一つは、子と共同生活をしている親（一般的に母）の分担額をあらかじめ決定して、子が相手方（父）のもとでその収入に母の分担額を付加した合計額で生活した場合と同一程度の生活費をもって子の必要経費とするもの（分担額付加生活程度法）であり、他は子が父方、母方それぞれと共同生活をした場合の高い方の生活費をもって子の必要生活費とする方法（高生活程度選択法）である⁽⁵³⁾。

同研究は、さらに、分担額付加生活程度法を母の分担額の計算方法について、二つの方法に分けている。

- ① 母の分担額を労研最低生活費に求める方式⁽⁵⁴⁾
- ② 母の分担額を同等生活費に求める方式⁽⁵⁵⁾

同研究は、上記①・②の方法について、いずれも、まずは母の分担額を決定し、母が分担することによって父はそれだけ支出を免れるので、父の収入に母の分担額を加えた額による子の生活費を算出し、母の分担額を引いて父の分担額を決定するものと紹介している。

また、同研究は、①・②の各方式の長所として、子の必要生活費について父母両方の資力を考慮する意味では一定の合理性を持つことを挙げ、同じく短所として、母の分担額を先に決定するので父の分担額は必要生活費の残額ということになり、母に過重な負担を強いる不公平が生じ、母の収入が父より一定の割合以上に多いときには、父に余力があっても負担を生じないことを挙げる。同研究は、①・②の各方式に対し、「子の養育費の負担は、たとえ共同生活の有無の差異はあったとしても、父母双方に資力があれば平等の割合で分担すべきであり、一方に負担を偏重する方法は適当ではない」と批

(53) 前掲注 51) 22 頁。

(54) 上記 1 (1) の高島・前掲注 47) がこの方式に該当する見解として挙げられている。

(55) 上記 1 (2) の長崎家審昭和 41 年 1 月 14 日家裁月報 18 卷 9 号 64 頁、上記 1 (3) 河合・前掲注 49) がこの方式に該当するとされる。

判する⁽⁵⁶⁾。

(2) 阪根忠夫家裁調査官の見解⁽⁵⁷⁾

阪根調査官は、「実用的な養育費算定方式一覧表」を作成し、別表Ⅱ「父母の分担額の算出」の1において、母の分担額を先に決める方式（母の分担額固定型）を挙げ、上記1(2)の長崎家審及び1(3)の河合調査官の見解をここに分類している。そして、この方式について、「この方式への批判や利用する場合の留意点など」として母の分担額を先に決定し、父はその不足額を分担するので母に過酷な負担を強いる不公平が生ずる旨述べている⁽⁵⁸⁾。

3 検討

以上のとおり、高島弁護士・佐久間弁護士の見解以降、これと同様の算定方法を取り入れた審判例や、それを算定方法の一つとして紹介する論文が見られるようになった。これらの未成熟子の扶養料・養育費の算定に関し、上記1に挙げた高島弁護士・佐久間弁護士の見解、長崎家裁の審判、河合調査官の見解のように、同居の親の分担額を別居の親の収入に加える見解は、同居の親の分担額に相当する額について、別居の親が支出を免れることの問題性を意識したものである点で、本稿と問題意識を共通にするものである。

しかしながら、他方、九州家族研究会及び阪根調査官の指摘のとおり、上記1の各見解は、同居の親の分担額を先に決定し、別居の親はその不足額を分担するという計算方法であり、不足額がなければ別居の親は負担を免れる

(56) 前掲注51) 23-24頁。

(57) 阪根忠夫「養育費の算定方法」判例タイムズ747号(1991年)313頁。

(58) なお、阪根調査官は、別表Ⅱ「父母の分担額の算出」の1の方式として、前掲注47)の高島論文を挙げ、これに該当する審判例として東京家審昭和42年3月14日家裁月報19巻10号135頁を挙げるが、同審判の計算方法が同別表に挙げられている計算式を採ったものであることは確認できなかった。

ため、同居の親に過酷な負担を強いる不公平が生ずるという批判を受けることとなった。阪根調査官の論文の後、このような計算方法を詳細に検討した文献は、少なくとも家庭裁判月報上は見当たらなくなる⁽⁵⁹⁾。

とはいえ、上記1の各見解のうち、同居の親の分担額について別居の親が支出を免れるという問題点を是正する必要があるとの考えは正当であって、何らかの形で採用されるべきであったといえよう。上記1の各見解の欠点に対する批判のために、この問題意識も併せて顧みられなくなり、後に標準算定方式・算定表及び改定標準算定方式・算定表に考慮されることがなかったのは残念なことである。

第5 標準算定方式・算定表導入後の議論

標準算定方式・算定表導入後、三段階の計算式自体については、日弁連提言による上記第2の2の問題提起のほか、次のような議論がある。

1 佐藤啓子教授の見解⁽⁶⁰⁾

(1) 概要

佐藤教授は、標準算定方式・算定表に対し、子の生活費を義務者の基礎収入のみを根拠に算出しているにもかかわらず、それを権利者の基礎収入と按分するため、権利者の基礎収入は養育費を必要以上に低減する作用を持つことなどを批判される。代わりに、佐藤教授は、他の計算方法として、三段階の計算式について、第3段階を不要とし、第2段階で算出された子の生活費をそのまま養育費とするのと結果的には同じとなる計算方法を提唱される。

佐藤教授は、上記見解の理論的根拠として、権利者は子の監護をしている

(59) 家裁月報総索引第41巻(平成元年)～第50巻(平成10年)参照。

(60) 佐藤啓子「養育費算定式に関する疑問―「東京家審平成20年7月31日判批」補論―」桃山法学第18号(2011年)97頁。

ことから、権利者が子を監護する行為による非経済的負担を義務者による経済的負担と等価と考え、権利者は自身の負担分を子の監護で履行し、義務者は養育費で負担すべきことと併せ、子の生活費が両親の基礎収入から計算されることを前提に、子の生活費を両親の基礎収入比で分担させるべきことを挙げている⁽⁶¹⁾。

(2) 検討

子の生活費を義務者の基礎収入のみを根拠に算出しているにもかかわらず、それを権利者の基礎収入と按分するため、権利者の基礎収入は養育費を必要以上に低減する作用を持つという標準算定方式・算定表に対する佐藤教授の問題意識は、本稿と共通のものである。

しかしながら、筆者の誤解であるかもしれないが、佐藤教授の計算式によれば、子は両親各自と同一の生活水準を保持するに足りる生活費を両親双方からそれぞれ受け取ることができるようにみえるため、子が両親双方から受け取ることができる生活費を足し合わせると子の生活水準が両親各自の生活水準を上回ることになり、逆方向での義務者と子の生活水準の格差を生じさせてしまうという問題点があるようにも思われる。

2 新日弁連意見書

(1) 概要

新日弁連意見書は、改定標準算定方式・算定表に対して、収入按分型の算定については、養育費が支払われても子どもの生活水準が義務者の生活水準を下回り、生活保持義務の理念が徹底されていない場合（上記第2の2の日弁連提言の問題提起）が生じることがあるので、改定標準算定方式・算定表を利

(61) 前掲注60) 99-100頁。

用するとしても、分担後の義務者及び子どもの生活費を比較し、子どもに義務者と同程度の生活水準を確保するという生活保持義務が果たされているかどうかを個別に確認すべき場合があると述べている⁽⁶²⁾。

(2) 検討

新日弁連意見書は、子どもに義務者と同程度の生活水準を確保するという生活保持義務が果たされているかどうかを個別に確認すべき場合があるなどと述べているところからすると、特定の事案においてのみ改定標準算定方式・算定表による子と義務者の生活水準の不一致という問題が生じることがあると考えているように思われる。

しかし、本稿は、上記第2のとおり、改定標準算定方式・算定表による子と義務者の生活水準の不一致という問題は、子の生活費のうち権利者の分担額が原因であるから、三段階の計算式を採用する限り、権利者が無収入の場合を除き、常に生じると考えるものである。したがって、新日弁連意見書の見解は本稿とその前提となる問題点の認識を異にしていることがうかがわれる。

第6 三段階の計算式自体の問題点を解決するために考えられる方策

本稿は、上記第2の三段階の計算式の問題点を解決し、上記第3で述べた別居の親と子の生活水準の公平を実現するためには、最終段階である第3段階において義務者と子の生活水準を同一とする比例式が成り立つ必要があると考える。そのためには、上記第3で述べた別居の親と同居の親の資力に応じた負担の公平を図るための按分を第3段階よりも前に別の方法で行う必要があると思われる。そこで、この点に関わると思われる見解を検討する。

(62) 前掲注8) 15-16頁。

1 生活費指数の按分という方法

(1) 濱谷由紀裁判官・中村昭子裁判官の紹介する見解⁽⁶³⁾

標準算定方式・算定表は、義務者が再婚し、配偶者や養子、実子という扶養家族が増えた事例について、当該子と新たな配偶者や、養子、実子（異母兄弟）の全員が義務者と同居していると仮定し、当該子に充てられるべき生活費の額を算出することができ、これを当該子の父母で分担すればよいのではないかと考えられるが、他の計算方法も否定されるわけではないとしている⁽⁶⁴⁾。これは、三段階の計算式における第2段階の「義務者の生活費指数」について、義務者世帯が義務者1人の単身世帯である場合は義務者1人の生活費指数となるが、義務者世帯に義務者が扶養義務を負う者がいる場合には義務者世帯に属する義務者が扶養義務を負う人員の生活費指数を合計した「義務者世帯の生活費指数」となることを意味する。

濱谷裁判官・中村裁判官は、義務者が再婚し、再婚相手との間に子が生まれ、再婚相手が相当な収入を得ている場合において、標準算定方式・算定表に基づき権利者と義務者との間の子の養育費を算定するに当たり、第2段階における「義務者世帯の生活費指数」のうち、義務者世帯に属し義務者が扶養義務を負う義務者と再婚相手との間の子の生活費指数について、再婚相手も義務者と再婚相手との間の子に対して扶養義務を有しているとして、義務者と再婚相手との間の子の生活費指数を義務者と再婚相手の収入比によって按分すべき考えがあることを紹介している⁽⁶⁵⁾。ただし、権利者との間の子と再婚相手との間の子で生活費指数を変えることが相当かについては慎重に検討すべきであるとの意見もあり、その当時の大阪家庭裁判所では、いずれ

(63) 濱谷由紀・中村昭子「関西家事事件研究会報告22 養育費・婚姻費用の算定の実務 大阪家庭裁判所における実情」判例タイムズ1179号（2005年）35-41頁。

(64) 前掲注2）291頁枠内の説明注2。

(65) ただし、同論文では文献や審判例は示されていない。

の子も義務者との子として、生活費の指数を変えない扱いが多いという⁽⁶⁶⁾。

(2) 松本哲泓弁護士の見解⁽⁶⁷⁾

松本弁護士は、義務者が再婚し、再婚相手との間に子が存在する場合、前婚の子の養育費をどのように計算するかという問題に関して、再婚相手との間の子の生活費指数について、再婚相手の収入が自己の生活費を賄う程度の額を超える場合、再婚相手も扶養義務を負うことから、三段階の計算式の第2段階で、義務者と再婚相手との間の子の生活費指数を義務者と再婚相手の基礎収入の比で按分するという方法を提案されている⁽⁶⁸⁾。そして、この考えに基づく裁判例として、次の札幌高決平成30年1月30日判例時報2373号49頁があるとされる。

(3) 札幌高決平成30年1月30日判例時報2373号49頁

本件は、原審申立人が、原審相手方に対し、未成年者の養育費を減額する審判を求めたところ、原審が金額を減額して支払うよう命じたため、双方が抗告した事案である。

同決定は、原審判を変更し、原審算定額をさらに減額して支払うよう命じた。その理由のうち、再婚相手の子らの生活費指数に関し、次のとおり判断している。

すなわち、再婚相手の子らの生活費指数については、再婚相手も上記子らの扶養義務を有しているから、その生活費指数を義務者と再婚相手の収入比

(66) 前掲注63) 39頁。

(67) 松本哲泓『即解330問 婚姻費用・養育費の算定実務』（新日本法規・令和3年）、同『改訂版 婚姻費用・養育費の算定－裁判官の視点にみる算定の実務』（新日本法規・令和3年）

(68) 前掲注67) 『即解330問 婚姻費用・養育費の算定実務』67-68頁、前掲注67) 『改訂版 婚姻費用・養育費の算定－裁判官の視点にみる算定の実務』180頁。

によって按分するのが相当であるとした上で、第2段階における義務者と再婚相手との間の子の生活費指数として、標準算定方式・算定表における0歳から14歳までの子の生活費指数55を義務者の基礎収入93万6000円と再婚相手の基礎収入37万4900円の比で按分して39とし、義務者の収入のうち未成年者の生活費に割り振られるべき金額を計算したものである。

2 検討

義務者と再婚相手との間の子の生活費指数について、これを修正しないという濱谷裁判官・中村裁判官の紹介による大阪家庭裁判所の運用と、義務者と再婚相手の基礎収入の比で按分して修正するという松本弁護士の見解及びこれと同旨の上記の札幌高裁の決定を比較してみたとき、結論としては松本弁護士の見解とこれと同旨の札幌高裁の決定が適当であるように思われる。なぜなら、同決定の判示するとおり、再婚相手も収入があれば、再婚相手の子を扶養する義務があることから、義務者だけが、再婚相手の子の生活費を負担する必要はないからである。

他方、権利者との間の子と再婚相手との間の子で生活費指数を変えることに慎重な意見については、その理由は明らかではないが、権利者との間の子と再婚相手との間の子で生活費指数の計算方法（修正の要否）を異にする合理的な理由がないということであるように思われる。しかし、両者の子ら同士の間で生活費指数の計算方法（修正の要否）を異にする合理的な理由がないのであれば、権利者及び再婚相手は収入があればそれぞれ子を扶養する義務があるから、むしろいずれの子の場合にも子の生活費指数を修正すべきではないだろうか。

以上の次第で、義務者と権利者の子の養育費について、子の生活費指数を権利者と義務者の基礎収入の比で按分するという方法を採用し、三段階の計算式を修正することによって、上記第3で述べた別居の親と子の生活水

準の公平及び別居の親と同居の親の資力に応じた負担の公平を更に徹底し、上記第2で示した問題点を解決する方策を下記第7で模索したい。

第7 提案する三段階の計算式の修正方法

1 生活水準を同一とするための計算式の修正

本稿は、第3段階における義務者と子の生活水準を同一とする比例式として、

義務者の生活費指数：子の生活費指数のうち義務者の分担部分(権利者と義務者の基礎収入比による按分後)＝義務者の生活費(第3段階)：養育費

義務者の生活費(第3段階)／義務者の生活費指数＝養育費／子の生活費指数のうち義務者の分担部分(権利者と義務者の基礎収入比による按分後)

を採用し、三段階の計算式を次のとおり修正することを提案する。

① 第1段階

改定標準算定方式・算定表の第1段階と同じ。

② 第2段階

子の生活費指数を権利者と義務者の基礎収入の比で按分して義務者の分担部分を算出する。

子の生活費指数のうち義務者の分担部分(権利者と義務者の基礎収入比による按分後)＝62又は85(子の生活費指数)×義務者の基礎収入／(権利者の基礎収入＋義務者の基礎収入)

③ 第3段階

義務者の基礎収入を、義務者の生活費指数と子の生活費指数のうち義務者の分担部分(権利者と義務者の基礎収入比による按分後)の比で按分して、養育費を算出する。

養育費＝義務者の基礎収入×子の生活費指数のうち義務者の分担部分(権利者と義務者の基礎収入比による按分後)／(義務者の生活費指数＋子の

生活費指数のうち義務者の分担部分(権利者と義務者の基礎収入比による按分後)

2 提案の理由

上記第2でみたとおり、問題は、権利者の分担額という要素の扱いであった。改定標準算定方式・算定表では、第2段階における義務者の基礎収入の按分に当たり、権利者の存在やその基礎収入は全く考慮しないから、義務者がひとり親として子の生活費を単独で全部負担することを前提とするようにみえる。にもかかわらず、上記の按分に当たり、両親の分担する子の生活費指数全体を按分割合として使用するため、子の生活費指数のうち権利者の分担部分も按分割合として使用せざるを得なくなるのである。「子の監護に要する費用」(民法766条1項)を算出した後、これを収入の比で按分するという発想と手順を守ろうとすると、やむを得ないことである。

しかしながら、そもそも生活保持義務は、親子関係に基づいて自己と同程度の生活水準を保障する義務なのであるから、同居の親と子、別居の親と子それぞれの関係において実現されるべきもので、したがってその程度は相対的であって然るべきである。そこで、本稿は、上記第6で検討した方法を参考に、権利者と義務者の基礎収入比に応じた子の生活費指数自体の按分を第2段階で行い、その按分後の子の生活費指数のうち義務者負担部分と義務者の生活費指数を用いて義務者の基礎収入を按分することにより養育費を算出し、子と義務者の生活保持義務の実現を図ろうとする発想に立つものである。一方、権利者が分担すべき「子の監護に要する費用」についても、養育費の算定と同様に、按分後の子の生活費指数のうち権利者の負担部分と権利者の生活費指数を用いて権利者の基礎収入を按分することにより行われることになる。これは、子が当初の権利者の下から当初の義務者の下に移って生活することになった場合に、当初の権利者から当初の義務者に支払われるべ

き、いわば「逆方向の養育費」と同額である。このようにすれば、養育費の算定において権利者の分担額を考慮する弊を免れることができるのである。その結果、子の生活費すなわち「子の監護に要する費用」は、上記のように義務者から権利者に支払われる養育費と上記の「逆方向の養育費」に相当する額の合計として確定される。

このようにして、子と義務者との間、子と権利者との間で、それぞれ生活保持義務が果たされることになる。また、子が権利者・義務者のいずれと生活するかにかかわらず、「子の監護に要する費用」は常に一定額となる。

3 計算例

例えば、本稿の提案する計算方法によれば、上記第2の4で検討した、義務者（生活費指数100）と権利者の基礎収入が各185万円、権利者が15歳の子1人（生活費指数85）を養育している事例は、次のとおりとなる。

（計算式）

① 第1段階

義務者の基礎収入＝権利者の基礎収入＝185万円

② 第2段階

子の生活費指数のうち義務者の分担部分（権利者と義務者の基礎収入比による按分後）

＝85（15歳以上の子の生活費指数）×185万円（義務者の基礎収入）／（185万円（義務者の基礎収入）＋185万円（権利者の基礎収入））＝42.5

③ 第3段階

養育費（年額）

＝185万円（義務者の基礎収入）×42.5（子の生活費指数のうち義務者の分担部分（権利者と義務者の基礎収入比による按分後））／（100（義務者の生活費指数）＋42.5（子の生活費指数のうち義務者の分担部分（権利者と義務者の

基礎収入比による按分後)＝55万円(1万円未満四捨五入)

義務者の生活費(第3段階)

＝185万円(義務者の基礎収入)－55万円(養育費)＝130万円

以上によれば、第3段階において、義務者の基礎収入185万円の配分は、義務者の生活費(第3段階)に130万円、養育費に55万円となる。

本稿の提案する計算方法による養育費55万円は、上記第2の4で示した改定標準算定方式・算定表による養育費42.5万円と比べて、12.5万円増額されていることになる。

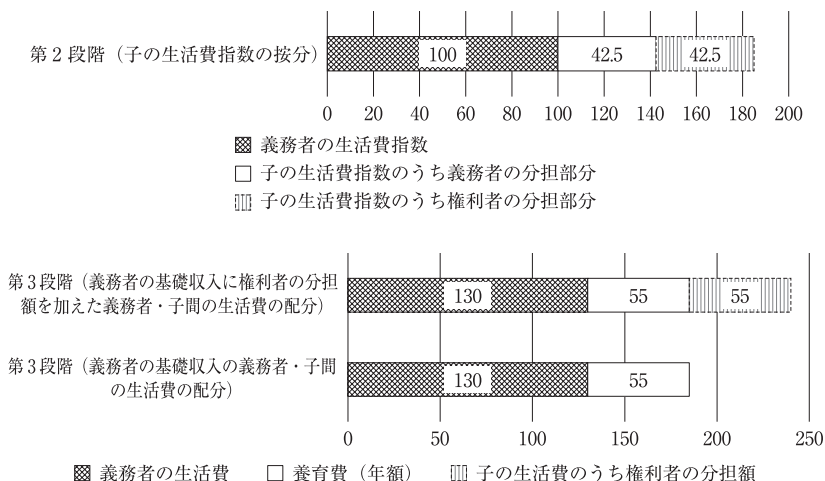
上記事例について、本稿の提案する計算方法による第2段階は次の図の「第2段階(子の生活費指数の按分)」のとおりであり、第3段階は次の図の「第3段階(義務者の基礎収入の義務者・子間の生活費の配分)」のとおりである。上記事例に基づき本稿の提案する計算方法により第3段階において義務者と子の生活水準を同一とする上記1の比例式が成り立つかを改めて検討すると、養育費55万円は、義務者の生活費130万円を100とすると42.3(小数点第2位を四捨五入)となって、子の生活費指数のうち義務者の分担部分(権利者と義務者の基礎収入比による按分後)42.5とほぼ一致し、上記1の比例式が成り立つことが分かる。

次に、上記計算例に基づき本稿の提案する計算方法における子の生活費のうち権利者の分担額の位置づけについて述べる。

本稿において子と義務者の生活水準が同一となるかどうかの検証に用いる権利者の分担額は、本稿の提案する計算方法の過程では直接表れないが、計算により導き出すことができる。ただし、この権利者の分担額は、実体のない観念上の数字であり、上記第7の2で述べた「逆方向の養育費」とは異なる概念である。このような意味での権利者の分担額は、権利者と義務者の基礎収入が同額であることにより、養育費と同じ55万円となる。義務者の基礎収入185万円に権利者の分担額55万円を加えた金額の義務者・子間の生

活費の配分を考えると、次の図の「第3段階（義務者の基礎収入に権利者の分担額を加えた義務者・子間の生活費の配分）」のとおりとなる。子の生活費110万円（養育費55万円及び権利者の分担額55万円の合計）のうち権利者の分担額55万円は、修正前の生活費指数の比（100：85）による按分配分上は義務者の基礎収入に加算されるが、それにより算出された子の生活費からは控除されて養育費55万円が算定されることになる。これは、上記第4の1の同居の親の分担額を別居の親の収入に加える各見解と同様の計算方法といえる。しかし、上記第4の1の各見解では、同居の親が優先的に子の生活費を負担し、別居の親は不足分があればこれを補うものであるのに対し、本稿の提案する計算方法では、両親の分担額は両親の基礎収入の比に基づき按分されたものであるから、上記第3で述べた別居の親と子の生活水準の公平及び別居の親と同居の親の資力に応じた負担の公平を徹底するものといえ、同居の親に過酷な負担を強いるという上記第4の1の各見解に対する批判は当たらない。

以上を図示すると、次のとおりとなる。



4 上記の方法による日弁連提言の問題事例の検証

上記第2の2の日弁連提言の問題事例について、本稿の提案する計算方法により計算すると、次のとおりとなる。なお、改定標準算定方式・算定表では15歳以上の子の生活費指数は85であるが、比較・検討を容易にするため、15歳以上の子の生活費指数は日弁連提言の問題事例が採用する標準算定方式・算定表による90を用いる。

同事例は、基礎収入が380万円である義務者と基礎収入が190万円、15歳の子どもを養育する権利者の例であった。

第2段階において、子ども分の生活費指数90を義務者の基礎収入380万円と権利者の基礎収入190万円を按分修正すると、義務者が負担する子ども分の生活費指数は60と算出される ($90 \times 380 \div (380 + 190) = 60$)。

第3段階において、義務者の基礎収入380万円を義務者の生活費指数100と義務者が負担する子どもの生活費指数60で按分すると、養育費は142.5万円と算出される ($380 \times 60 \div (100 + 60) = 142.5$)。

その結果、義務者の基礎収入380万円から上記養育費142.5万円を控除すると、義務者の手元に残る基礎収入は237.5万円となる ($380 - 142.5 = 237.5$)。

他方、権利者が負担する子ども分の生活費指数は30である ($90 - 60 = 30$)。生活費指数30に対応する権利者の分担額Xは、次のとおり計算される。生活費指数60に対応する養育費は142.5万円であるから、 $30 : 60 = X : 142.5$ であり、 $X = 142.5 \times 30 \div 60 = 71.25$ 万円となる。

また、子どもの生活費の合計は、養育費142.5万円と権利者の分担額71.25万円を合算した213.75万円となる ($142.5 + 71.25 = 213.75$)。

義務者の手元に残る基礎収入237.5万円を100とすると、子ども分の生活費の合計213.75万円は、15歳以上の子の生活費指数と同じ90となる ($213.75 \div 237.5 \times 100 = 90$)。

したがって、本稿の提案する計算方法による場合、養育費が支払われることによって、義務者と子どもの生活費の比が各自の生活費指数の比と同一となり、これによって子どもの生活水準が義務者の生活水準と同一とされ、上記第3で述べた別居の親と子の生活水準の公平及び別居の親と同居の親の資力に応じた負担の公平がより徹底されているといえるのではないだろうか。

第8 今後の検討課題

以下の各点については、筆者の能力及び紙幅の関係から、今後の検討課題としたい。

1 権利者が義務者よりも高収入の場合

権利者が義務者よりも高収入の場合、改定標準算定方式・算定表では、次のとおり述べて、三段階の計算方式の例外としている⁽⁶⁹⁾。

「例外的に、権利者の方が高収入である場合、子が権利者と同居している場合には、子が権利者と同居している場合の子の生活費を基準とすべきであるが、この場合、権利者の収入が高くなればなるほど、義務者の養育費分担額が増加していくことになって、義務者にとって酷な場合が生じてしまうので、権利者の方が高収入である場合においては、権利者の収入額が義務者の収入額と同一の場合に義務者が支払うべき費用を養育費の限度額とした」。

しかし、本稿の提案する計算方法によれば、義務者の基礎収入を前提とする場合、養育費が支払われることによって、子の生活水準は義務者の生活水準と常に同一になるから、権利者の方が高収入である場合も、常に義務者の基礎収入を前提としても、特に問題は生じないように思われるが、更なる検討を要する⁽⁷⁰⁾。

(69) 前掲注3) 14頁。

(70) 新日弁連意見書(前掲注8) 16頁)も同旨の指摘をする。

2 義務者の収入が生活保護基準を下回る場合

義務者の収入が生活保護基準を下回る場合であっても、改定標準算定方式・算定表では、生活保持義務が自己の生活を保持するのと同程度の生活の子にも保持させるという性質のものであることなどを理由として、原則通り三段階の計算式を適用するとしている⁽⁷¹⁾。このような場合に三段階の計算式に特別の条件等を付すべきか、また公的扶助との関係はどのようにあるべきかはさらに検討を要する問題である。

3 民法 766 条 1 項後段との関係

民法 766 条 1 項後段は、同項前段の子の監護に要する費用の分担等を定める場合において、子の利益を最も優先して考慮しなければならない旨定める。ただし、養育費の算定において子の利益を最も優先して考慮することの実践的な意味、そのことと養育費算定における生活保持義務との関係は、いまだ明らかではない。

第 9 おわりに—女性の就業率の上昇とひとり親世帯の貧困

最終的に義務者と子の生活水準が同一にならないという三段階の計算式自体の問題点について、これまで抜本的な解決は試みられてこなかった。その原因としては、権利者が無収入の場合には子の生活費のうち権利者の分担額が生じず、権利者が義務者と比べて著しく低収入の場合には子の生活費のうち権利者の分担額はごく小さい割合にとどまることから、義務者と子の生活水準の格差が比較的目立ちにくかったことにあると思われる。

しかし、男女共同参画白書令和 2 年版によれば、15 ないし 64 歳の就業率は、近年男女とも上昇しているが、特に女性の上昇が著しいこと、一般労働

(71) 前掲注 3) 48-49 頁。

者における男女の所定内給与額の格差は長期的に見ると縮小傾向にあることなどが指摘されている⁽⁷²⁾。他方、2019年の国民生活基礎調査によれば、特にひとり親世帯においては、母の就業率は81.8%、父の就業率は85.4%に達しているにもかかわらず⁽⁷³⁾、子どもがいる現役世帯のうち、大人が2人以上いる家庭の貧困率が10.7%であるのに対し、大人が1人の家庭では48.1%となっている⁽⁷⁴⁾。そして、平成28年の国勢調査によれば、父子世帯は1.3%、母子世帯は7.6%であり、「母子世帯」の7割以上、「父子世帯」の約6割には中学生以下の子どもがいる⁽⁷⁵⁾・⁽⁷⁶⁾。

このように男女の収入格差が以前よりも縮小しつつある一方、ひとり親世帯の貧困が相対的に著しい近時の社会状況においては、義務者と子が享受する生活の程度を可能な限り同一のものに近づけ、また義務者の養育費の負担

(72) 男女共同参画局『男女共同参画白書 令和2年版』「本編I第2章第1節「就業をめぐる状況」

(https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/html/honpen/b1_s02_01.html)

(73) 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」 「7 調査時点における親の就業状況」 (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000Kodomokateikyoku/0000188157.pdf>)

なお、令和3年11月1日に「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」が実施されたところである (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140050.html>)。

(74) 厚生労働省『2019年 国民生活基礎調査の概況』 「II 各種世帯の所得等の状況 6 貧困率の状況」 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf>) なお、OECDの新基準によると、子どもがいる現役世帯のうち、大人が2人以上いる家庭の貧困率が11.2%であるのに対し、大人が1人の家庭では48.3%である。

(75) 総務省『平成27年国勢調査 世帯構造等基本集計結果結果の概要』5頁, 12頁 (<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/kihon3/pdf/gaiyou.pdf>)。

(76) 母子世帯において十分な収入を得られていないことは従前からの大きな問題であることについて、下夷美幸「離婚後の子の養育費（監護費用）子どもの生活保障の観点から」二宮周平編『現代家族法講座 第2巻 婚姻と離婚』（日本評論社・2020年）281頁参照。

を権利者と義務者の資力に応じた公平なものとする算定方法が望ましいのではないだろうか。

このような考えから、本稿は三段階の計算式の修正の一案を論じるものである。今後も、改定標準算定方式・算定表が実務に根付いている実情を尊重しつつ、その改善の一助となるような提案ができないか引き続き検討していきたい。